

会 議 顛 末 書

会議名	令和5年度第4回恵庭市社会福祉審議会・障害者福祉専門部会
日 時	令和6年2月8日（木）10：00～
場 所	恵庭市民会館2階 大会議室
出席者	<p>【委員】船田部会長、笹嶋副部会長、北林委員、佐山委員、首藤委員、大葉委員、望月委員、鈴木委員、高橋友春委員、高橋正俊委員 10名 （欠席委員）金子委員 1名</p> <p>【恵庭市】伊東保健福祉部長、茅野保健福祉部次長、足立保健センター長、佃保健課長、内山子ども未来部長、高橋子ども未来部次長、佐々木子ども発達支援センター長、高橋えにわっこ応援センター長、前野えにわっこ応援センター主査、佐藤障がい福祉課長、小山障がい福祉課主査、藤田障がい福祉課主査、鈴木 13名</p> <p>【傍聴者】1名</p>
内 容	<p>1. 開会</p> <p>2. 部会長挨拶</p> <p>3. 議事</p> <p>（1）次期えにわ障がい福祉プラン（案）について（資料1-1、1-2） （障がい福祉課より説明）</p> <p>※前回の専門部会後に委員より質問のあった事項について追加説明 質問：昨年度から行われている自発的活動支援事業「ともにわ」というイベントについて、事業所等の紹介が主となっており、前身の「心身障がい者ボウリング大会」とは違いスポーツの要素がなくなっていて、本来の目的が変わってしまっているのではないか。プランにも「スポーツの振興」（資料1のp38）とある。</p> <p>回答：自発的活動支援事業について、昨年度より実施している「ともにわ」も、以前行われていた「心身障がい者ボウリング大会」も、スポーツの振興ではなく、心身障がい者の交流を目的に実施している事業であるが、「ともにわ」では、事業所等の紹介のほかに、プランの「スポーツ等の振興」に記載している「スポーツ・レクリエーションに関する出前講座の実施」として、ポッチャ体験の出前講座を取り入れ、障害のある方もない方もともに競技できる機会を設けている。また、自発的活動支援事業では、障がいを持つ当事者同士の交流の機会も別日程で実施しているところである。引き続き、スポーツ等の振興についても取組んで参りたい。</p> <p>※次期えにわ障がい福祉プラン策定にあたり実施した市民アンケート調査でいただいたご意見のなかから、すぐに取り組めるものについて追加説明 意見：ダブルケア、ヤングケアラー増えています。介護者は疲れ果てています。</p>

回答：恵庭市ではケアラー支援条例やケアラー支援推進計画を策定しており、その中で困っている人のニーズにこたえられるように対応して参りたい。

意見：発達障害の診察の出来る病院が恵庭にあるといいなと思いました札幌まで毎回通うのが大変な方もいるので…。

回答：医療法人盟侑会島松病院では「発達障害の診療」や、「発達障害専門プログラム」として、職場や日常生活での困りごとなどについて話し、コミュニケーションの練習などを行う社会スキルトレーニングを行っていることを確認している。詳細については島松病院にお問い合わせいただくことになるが、障がい福祉課では発達障害に関する相談も随時行っており、また必要な方への周知なども行っていく。

意見：恵庭三四会花火大会に一度は連れて行きたいと思いますが、有料での指定席など優先で使用できる場所の設定などがあると、なんとか観に行けそうな気がします、そのような形のものがありますか？障がい福祉サービスの中に取り入れてほしいです。

回答：障がいのある方も安心して花火大会を楽しめるお席について、恵庭三四会にお問い合わせを行っているところである。

以下、質疑応答

《委員》

自発的活動支援事業「ともにわ」の件について、別日に当事者同士の交流の機会を設けているということだが具体的にどのようなものか。

《市》

「ともにわ」について、イベント活動と居場所づくり活動の二つの内容からなっており、今年度は、11月5日にイベント活動、9月23日及び10月14日夜間に居場所づくり活動を行っている。居場所づくり活動では、障がいのある方や不登校の方も含め、クラフト講座などの内容で実施した。

《委員》

これまで、次期えにわ障がい福祉プランについて本専門部会、障がい者地域自立支援協議会、市民アンケート調査などで様々な意見が出たと思う。これらの意見や要望が、プランにどう盛り込まれているのかが分かりにくいと感じる。

《市》

このプランは、前半が理念を掲げた障がい者福祉計画、後半が具体的な数値目標を掲げた障がい福祉計画及び障がい児福祉計画となっている。プランの策定にあたり、様々なご意見を聞かせていただき、プランの文言にはでき

る範囲で反映を行っている。ただ、計画の文言は全体的な表現にとどまるものもあるため、いただいたご意見については、この計画をもとに実施する具体的な事業のなかでできる限り網羅して進めて参りたい。

《部会長》

次期えにお障がい福祉プラン（案）についてこのとおり進めていくことでよろしいか。

→承認となる。

(2) 障がい福祉施策における重点事項について

①農福連携事業について 資料2

②恵庭市手話言語条例による施策を推進するための具体的取組について
資料3

③障がい者差別解消法及び障がい理解の普及事業について 資料4
(障がい福祉課より説明)

以下、質疑応答

《委員》

農福連携について伺いたい。資料2のp124にある集計表を見ると、平成30年度に最も参加事業所が多く、それ以降はコロナ禍ということもあったのか参加事業所が減り、現状足踏み状態である。賃金については、賃金総額を参加実人数で除した一人当たりの賃金が55,000円程であり、これは年収ではないと思うのだが、どのように見たら良いのか。また、障がい者の働く場所の増加や農業側の人手不足解消のため、農福連携をさらに周知していく必要があると思うが市はどのように考えているか。

《市》

資料2のp124にある集計表からは、農福連携による一人当たりの平均賃金収入を見ることができる。作業により時給だけでなく歩合などで賃金が支払われているため、この表から時給単価等を見ることはできない。また、令和3年度以降、参加事業所が4事業所となっているが、実際には取組をやめる事業所、新たに始める事業所が入れ替わりながら現在に至っている。数字で見れば足踏み状態かもしれないが、今年度は障がい者地域自立支援協議会しごと部会でも農福連携に取組んでいる障がい者の声を聞くアンケートも行っており、今後もこのような取組を踏まえて農業側、福祉側への周知を行っていききたい。

《委員》

農業が就労としてやりがいのある場となるような賃金をもらえているのか、賃金がアップしているのかがわかりづらい。障がい者が楽しくやりがいをもって働けるよう、今後このような成果が見えるようになると良いのでは。また、ジョブコーチの導入をしてほしいといったことや、障がい者に同行

する事業所職員への賃金は無償であるとの声を聞いたことがあり、足踏み状態の要因となっていると思う。市民にもまだまだ知られていない取組だと思うので、農福連携で作られた作物を先ほど話に出た「ともにわ」など多くの市民が来る場で販売するなどしてより多くの市民に知ってもらう取組もお願いしたい。要望として伝える。

《部会長》

ただいまのご意見について、事務局でしっかりと受け止めていただきたい。

4. その他

- ・ 恵庭市に対する民事訴訟の応訴について

(障がい福祉課より説明)

市内の牧場における障がい者虐待に関する本市に対する訴訟について、市は応訴することとし、昨年 11 月 28 日（火）と本年 1 月 30 日（火）にそれぞれ第 1 回及び第 2 回口頭弁論が行われた。

原告らは、市内牧場主が経営していた牧場で住み込み稼働していた障がい者 3 名となっており、被告らは、市内牧場主、牧場主の妻及びその子と恵庭市となっている。

事案の概要について、本件は、恵庭市議会議員を 20 年間勤め、市議会議長も務めた者及びその家族が、経営していた牧場において住み込みで働いていた 3 名の知的障害者に対して行ったとされる虐待についての責任と、それを認識しつつ隠蔽し放置したとされる恵庭市の責任を問う事件となっている。

11 月 28 日（火）に行われた第 1 回口頭弁論で、市は、原告らの請求をいづれも棄却するとの判決を求め、請求の原因となっている隠蔽、放置、被告の故意・過失及び因果関係に対して認否し、争うことを主張しているところである。

なお、これらの概要は市のホームページにも掲載している。

1 月 30 日（火）に行われた第 2 回口頭弁論では、本市からは、原告からの求釈明申立てに応じ、求められた資料をすべて提出したほか、準備書面、証拠説明書及び証拠物写を提出しているところである。

次回の第 3 回口頭弁論期日は、3 月 12 日（火）の予定となっており、今後とも事実と異なる点として争う点について、本市の考えを主張して参りたい。

《委員》

要望ということで意見したい。こういう話題のことが裁判になったことが、障がい者団体として大変ショッキングだった。障がいを持つ子の親は、障がいの重い軽いに関わらず、子どもが自立あるいは自立に近い状態になることが重要だと考えている。えにお障がい福祉プランにも親亡き後のことが書かれているが、ぜひとも、親が亡くなった後も、恵庭市に寄り添えるような信頼できる体制づくりをしていただきたい。

《部会長》

市には寄り添える体制づくりをお願いしたい。裁判の経過についてはまた市のホームページで周知されていくことになるかと思う。

・その他委員より

《委員》

令和6年度にケアラー条例の制定を目指していることと思うが、進捗状況を教えていただきたい。

《市》

ケアラー条例は4月に制定の予定。併せて行動計画も策定予定である。まずは市民に向けてケアラーがどういうものなのか周知をしながら、この計画を進めて参りたい。計画は、中間見直しを設けた5年間を期間として予定している。また、計画策定にあたり実施したケアラーのアンケートを通して、小中学校、高校の児童生徒はヤングケアラーがどういうものかを知らないということがわかった。そこで次年度から、市内の学校に対するヤングケアラーについての勉強会ができないか、校長会などと相談している。地域の子どもや高齢者、障がい者を見守る地域づくりのため、民生委員、町内会などの皆様に協力をお願いして参りたい。

《部会長》

これにて本日の議事をすべて終了とする。

5. 閉会

以 上